

2024年度 改正箇所等一覧（2級FPテキスト 2023～24年度 AT123～323 版対応）

2023～2024 年版AFP・2級FPテキストは、2023 年度の税制や制度に基づく記述となっています。当改正資料は、2024 年4月現在における標記テキストの改正箇所等を一覧でまとめたものです。テキストの分冊ごとに該当ページと改定内容を記載していますので、ご確認のうえご利用ください。なお、当資料は、原則として 2024 年 9 月および 2025 年1月に実施される2級FP技能検定試験に影響があると推測される項目および分野についてまとめています。

第1分冊 ライフプランニングと資金計画／社会保険・公的年金・企業年金

該当ページ	改定内容等									
p. 50 1) 児童手当 に①を加筆	① 児童手当の見直し（2024 年 10 月実施） 支給対象が高校生年代（18 歳到達年度の末日までにある子）までに拡大されると共に、所得制限が撤廃されて、対象者全員が給付対象となる。子については、22 歳到達年度の末日までは子としてカウントされ、年長者から第 1 子、第 2 子と数える。また支給回数も年 6 回、偶数月の支給に見直される。 【2024 年 10 月以後の給付額】 <table><tr><th>子の年齢</th><th colspan="2">2024 年 10 月以後の児童手当の月額</th></tr><tr><td>3 歳未満</td><td>1 人につき 15,000 円</td><td>第 3 子以降</td></tr><tr><td>3 歳以上～高校生年代まで</td><td>1 人につき 10,000 円</td><td>1 人につき 30,000 円</td></tr></table>	子の年齢	2024 年 10 月以後の児童手当の月額		3 歳未満	1 人につき 15,000 円	第 3 子以降	3 歳以上～高校生年代まで	1 人につき 10,000 円	1 人につき 30,000 円
子の年齢	2024 年 10 月以後の児童手当の月額									
3 歳未満	1 人につき 15,000 円	第 3 子以降								
3 歳以上～高校生年代まで	1 人につき 10,000 円	1 人につき 30,000 円								
p. 51 ③を加筆	2) 児童扶養手当 ③ 児童扶養手当制度の見直し 2024 年 11 月分から児童 3 人目以降の加算額を児童 2 人目の加算額と同額に引き上げるほか、全部支給、一部支給に係る所得要件が緩和される。									
p. 53 (5) (6) (7) を加筆	(5) 授業料減免等の支援対象の拡大 2024 年 4 月以降、世帯年収 600 万円程度までにある世帯の学生のうち、次の者が支援対象に加えられている。両方に該当する場合は、原則として多子世帯支援が優先される。 ① 多子世帯支援 扶養する子どもが 3 人以上の多子世帯の学生を対象とするもので、支援額は所得第 I 区分の上限額の 4 分の 1 相当額となる。 ② 理工農系支援 私立大学の理学、工学、農学系に進学・在学する学生を対象とするもので、支援額は私立文系の平均授業料との差額相当額となる。 (6) 大学院（修士段階）の授業料後払い制度の創設（2024 年 4 月実施） 2024 年度以降に修士段階（修士課程・博士前期課程および専門職学位課程。通信教育課程を含む）に進学する者を対象に、大学院の授業料について、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組みが創設される。なお、本制度は日本学生支援機構の修士段階を対象とした月額 5 万円または 8.8 万円の第一種奨学金と同様の家計基準および成績基準を満たす者を対象とする。 (7) 多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化（2025 年 4 月実施予定） 多子世帯（扶養する子どもの数が 3 人以上の世帯）の学生等については、大学、短期大学、高等専門学校（4・5 年）、専門学校等の授業料や入学金について、所得制限を設けることなく、無償化される予定である。例えば、扶養する子どもが 3 人いる場合は、第 1 子が無償化の対象となる。 無償化の上限は、授業料等の減免制度における所得第 I 区分の減免額と同額となる予定である。									

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等
p. 57 文末に加筆 制度改正	5) 減額返還制度と返還期限猶予制度 ... ・2024年度から「1/4に減額」「2/3に減額」が加えられ、減額返還は4種類となる。
p. 64 4行目 語句挿入 期限延長	(2) 住宅取得資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例 ... <u>基礎控除後の受贈額</u> が相続時精算課税の特別控除額 2,500 万円以下で... 1) 特例の主な適用要件 ② 2023 年 12 月 31 日 → <u>2026 年 12 月 31 日</u> までの間
p. 65 期限延長 記述変更 法改正	(3) 直系尊属からの住宅取得等資金に係る贈与税の非課税制度 ... 1) 特例の主な適用要件 ② 2023 年 12 月 31 日 → <u>2026 年 12 月 31 日</u> の間であり 2) 非課税限度額 ① 上記の非課税枠は、 <u>暦年課税贈与の基礎控除額 110 万円</u> 、または相続時精算課税の <u>基礎控除 110 万円および特別控除額 2,500 万円</u> とは別枠で重複して適用することができる。
p. 67 3行目 制度改正	(2) 融資割合と融資利率融資額全体に融資割合 90%以下の場合の金利に <u>0.14%</u> (2024 年 4 月現在) が上乗せされる。
p. 75 4行目 上乗せ率改定 制度改正 文末に加筆	⑤ 融資金利と融資手数料 ・融資率が 90%を超える場合は、融資額全体に <u>0.14%</u> の金利上乗せがある。 ・..... ・借入申込年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の子を有する場合、子の人数に応じて金利を引き下げる「フラット 35 子育てプラス」がある。金利の引下げ幅は、当初 5 年間、子 1 人につき 0.25%で年 1.00%を上限とする。
p. 87 1)を加筆 期限延長	(1) 控除率と控除対象年末残高 図表 1-61 の下に加筆 1) 子育て世帯等に対する控除対象年末残高の特例 子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが 40 歳未満の者、または 19 歳未満の扶養親族を有する者をいう）が、認定住宅等の新築等をして 2024 年 12 月までに居住を開始した場合は、住宅ローンの控除対象年末残高について、2023 年居住開始の残高基準が適用される。 (2) 主な適用要件 ①... ※ 合計所得金額 1000 万円以下の年に限り、 <u>2024 年以前</u> に建築確認を受けた...
p. 89 4～6 行 期限延長 所得要件改正 (1)を加筆	3. 住宅特定改修に係る特別税額控除 ... 個人が所有する.....、かつ、 <u>2024 年 1 月～2025 年 12 月</u> までに居住開始..... 控除を受ける年分の合計所得金額が <u>2,000 万円</u> 以下の要件がある。 図表 1-62 の下 (1) 子育て世帯に対するリフォームの特例 子育て特例対象個人が、自己の居住用家屋について一定の子育て対応改修工事を行い、2024 年 4 月から 12 月 31 日の間に居住開始した場合は、標準的な工事費用相当額（250 万円上限）の 10%相当額を 2024 年分の所得税から控除する特例。

次ページへ続く

該当ページ	改定内容等
p. 90 期限延長 所得要件改正	4. 認定住宅等の新築等に係る所得税額の特別控除 …6ヵ月以内、かつ、 <u>2025年12月31日まで</u> … … ①控除を受ける年分の合計所得金額が <u>2,000万円</u> 以下であること。
p. 90～91 期限延長 期限延長	5. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除 ① <u>2025（令和7）年12月31日</u> までの間の譲渡による損失であること。 6. 特定の居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除 … <u>2025（令和7）年12月31日</u> までに生じた譲渡損失が対象で…
p. 102 4行目に加筆	1) リバースモーゲージ（ローン） … なお、担保不動産の売却代金で借入金が完済できずに残高が残った場合に、その残高の返済義務を負う「リコース型」と、返済義務を負わない「ノンリコース型」がある。
p. 144 3行目 年号更新	(1) 保険料 …なお、 <u>2024(令和6)年度</u> の全国平均料率は、前年度と同じく 10.0%で、 … 図表 2-8・協会けんぽの全国平均保険料率（ <u>2024年4月現在</u> ） …別途介護保険料として「(標準報酬月額、標準賞与額) × <u>16.0/1000</u> 」を加算 <u>以下、協会けんぽの介護保険料率は 16.0/1000 にすべて読み替える</u>
p. 147 法改正 (3)を加筆	(3) 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化 2023年10月からは、パート・アルバイトなどで働く被扶養者が、業務繁忙期に労働時間を延ばすなどしたことにより、収入が130万円以上となる場合において、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、事業主が一時的な収入変動である旨を証明することで、連続2年間は被扶養者認定が可能となる仕組みが導入されている。
p. 156 6行目法改正 4)を加筆	(1) 保険料と窓口負担割合 1) 保険料 … 定められており、 <u>2024（令和6）年度</u> は <u>89万円</u> （後期高齢者支援金等分 <u>24万円</u> を含む）となっている。なお、… 4) 国民健康保険料（税）の産前産後免除制度（ <u>2024年1月実施</u> ） 出産（妊娠85日以上の出産、死産や流産を含む）する被保険者については、出産日または出産予定日が属する月の前月（多胎妊娠は3ヵ月前）から4ヵ月間（同6ヵ月間）、均等割および所得割が免除される。原則として世帯主からの届出が必要となる。
p. 157 3行目 年号更新 図表内計算例	1) 保険料は全額自己負担 負担する保険料は… <u>標準報酬月額</u> （ <u>2024(令和6)年度</u> は30万円）を比べ… 図表 2-16・任意継続被保険者の上限保険料 <u>2024(令和6)年度</u> の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限 300,000円 ・40歳以上 300,000円 × <u>11.60%</u> = <u>34,800円</u> （介護保険料を加算）
p. 159 4行目～ 保険料改定	7. 後期高齢者医療制度 (2) 保険料 … なお、保険料は…… <u>2024年度</u> における……月額保険料の全国平均は <u>7,082円</u> 、年間の賦課上限は <u>73万円</u> となっている。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 165 年号更新 料率改定	1. 公的介護保険 図表 2-19 その他 ・ 第2号被保険者の介護保険料率（2024年4月現在） 協会けんぽ加入者は全国一律で 16.0/1000、健康保険組合は…
p. 166 法改正 記述変更 3行目 料率改定 年号更新	① 保険料 保険者が設定した保険料の基準額（第9期（2024年～2026年度）の全国平均は月額 6,225 円）に、保険者が所得区分に応じて定めた率（0.285～2.4）を乗じて算定される。所得区分は標準13段階とされるが…かなり異なる。… 2) 第2号被保険者 ① 被用者保険の被保険者 …2024（令和6）年度は 1000 分の 16.0、健康保険組合は… ② 国民健康保険の被保険者 …… する。なお、1世帯当たりの賦課上限（2024（令和6）年度は 17 万円）が…
p. 179 6行目 年号更新	2. 雇用保険 …。2024（令和6）年度における一般の事業の料率は 15.5/1000（うち失業等給付は 8/1000、育児休業給付は 4/1000、雇用二事業は 3.5/1000）で、失業等給付および育児休業給付に係る保険料（12/1000）は労使折半負担する。
p. 188 法改正 5)を加筆	5) 教育訓練給付金の追加給付（2024年10月実施） 専門実践教育訓練の受講前後を比べ、賃金が訓練前より 5%以上上昇した場合は教育訓練経費の 10%（年間上限 8 万円）が追加給付される。また、特定一般教育訓練においては、新たに資格取得等した場合に教育訓練費の 10%（年間上限 5 円）が追加給付されることとなる。
p. 201 保険料改定	(3) 国民年金（基礎年金）保険料 2024（令和6）年度の国民年金保険料は月額 16,980 円で… ※ 以下、2024年度の国民年金保険料の月額はすべて 16,980 円に読み替える。
p. 211 年号更新 年金額改定	(1) 老齢基礎年金額の計算 2024（令和6）年度における満額の老齢基礎年金額は 816,000 円（月額 68,000 円）である。… ※ 以下、2024年度の満額の基礎年金額は 816,000 円に読み替える。 参考：昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者の 2024 年度における満額の老齢基礎年金額は 813,700 円（月額 67,808 円）となり、新規裁定者と異なる年金額となっている。 図表 2-51・2024 年度・新規裁定者の老齢基礎年金の計算式 $\text{基礎年金額} = 816,000 \text{ 円} \times \dots$
p. 215 5行目 基準額の改正	5. 年金生活者支援給付金 1) 老齢年金生活者支援給付金 781,200 円以下 → 778,900 円以下 ① 保険料納付済期間に基づく給付月額 = 5,140 円 × … → = 5,310 円 × ② ……の合計所得金額が 781,200 円超 881,200 円以下 → 778,900 円超 878,900 円以下

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																		
p. 216 年金額改定 年金額改定	2) 障害年金生活者支援給付金 障害年金生活者支援給付金の額（2024年度価額） 障害等級 2 級の者 月額 <u>5,310 円</u> 障害等級 1 級の者 月額 <u>6,638 円</u> 3) 遺族年金生活者支援給付金 ・給付額は月額 <u>5,310 円</u> の定額。																		
p. 221 金額改定 年号更新	(4) 定額部分の年金額 定額部分の年金額は下記の算式で求める。 <u>定額単価 1,701 円</u> は、 <u>2024（令和 6）年度</u> の金額で、毎年度見直される。 定額部分（ <u>2024（令和 6）年度価額</u> ）の計算式 定額単価 <u>1,701 円</u>×被保険者月数（480 月上限）																		
p. 224 年号更新 定額単価改定 年金額改定	(2) 経過的加算 経過的加算の計算式（金額を <u>2024（令和 6）年度価額</u> ） 定額単価 <u>1,57 円</u> を <u>1,701 円</u> に、 年金額 <u>795,000 円</u> を <u>816,000 円</u> に改定																		
p. 225 加算額改定 加算額改定	図表 2-61・加給年金額（ <u>2024（令和 6）年度価額</u> ） <table><tr><td>配偶者</td><td><u>234,800 円</u></td></tr><tr><td>1 人目、2 人目の子</td><td><u>234,800 円</u></td></tr><tr><td>3 人目以降の子</td><td><u>78,300 円</u></td></tr></table> 1) 配偶者の特別加算額 図表 2-62・特別加算額、ほか（ <u>2026（令和 6）年度価額</u> ） <table><tr><td>受給権者の生年月日</td><td>特別加算額</td><td>加給年金額との合計額</td></tr><tr><td>1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日</td><td><u>104,000 円</u></td><td><u>338,800 円</u></td></tr><tr><td>1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日</td><td><u>138,600 円</u></td><td><u>373,400 円</u></td></tr><tr><td>1943 年 4 月 2 日以降</td><td><u>173,300 円</u></td><td><u>408,100 円</u></td></tr></table>	配偶者	<u>234,800 円</u>	1 人目、2 人目の子	<u>234,800 円</u>	3 人目以降の子	<u>78,300 円</u>	受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額	1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日	<u>104,000 円</u>	<u>338,800 円</u>	1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日	<u>138,600 円</u>	<u>373,400 円</u>	1943 年 4 月 2 日以降	<u>173,300 円</u>	<u>408,100 円</u>
配偶者	<u>234,800 円</u>																		
1 人目、2 人目の子	<u>234,800 円</u>																		
3 人目以降の子	<u>78,300 円</u>																		
受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額との合計額																	
1941 年 4 月 2 日～1942 年 4 月 1 日	<u>104,000 円</u>	<u>338,800 円</u>																	
1942 年 4 月 2 日～1943 年 4 月 1 日	<u>138,600 円</u>	<u>373,400 円</u>																	
1943 年 4 月 2 日以降	<u>173,300 円</u>	<u>408,100 円</u>																	
p. 227 差替	図表 2-65・年金早見表 ＜2024 年度版を p. 8 に掲載＞																		
p. 231 基準額改定 p. 231	10. 在職老齢年金 1) 基本的な調整方法 支給停止基準額 <u>48 万円</u> → <u>50 万円</u> に改定 <u>2024（令和 6）年度</u> 在職老齢年金の計算式 支給停止基準額を <u>50 万円</u> に改定																		
p. 237 年金額改定	(2) 障害基礎年金の年金額 図表 2-70・障害基礎年金の額（ <u>2024 年度価額</u> ） <table><tr><td>1 級</td><td><u>年額 1,020,000 円</u> + 子の加算</td><td>子の加算額（<u>2024 年度価額</u>）</td></tr><tr><td>2 級</td><td><u>年額 816,000 円</u> + 子の加算</td><td></td></tr></table> <table><tr><td>2 人目まで</td><td><u>234,800 円</u></td></tr><tr><td>3 人目以降</td><td><u>78,300 円</u></td></tr></table>	1 級	<u>年額 1,020,000 円</u> + 子の加算	子の加算額（ <u>2024 年度価額</u> ）	2 級	<u>年額 816,000 円</u> + 子の加算		2 人目まで	<u>234,800 円</u>	3 人目以降	<u>78,300 円</u>								
1 級	<u>年額 1,020,000 円</u> + 子の加算	子の加算額（ <u>2024 年度価額</u> ）																	
2 級	<u>年額 816,000 円</u> + 子の加算																		
2 人目まで	<u>234,800 円</u>																		
3 人目以降	<u>78,300 円</u>																		

次ページに続く

該当ページ	改定内容等																												
p. 239 年金額改定	図表 2-71・障害厚生年金額のまとめ (2024 (令和 6) 年度価額) <table><tr><td>1 級</td><td>障害厚生年金×1.25 + 配偶者加給年金額 (234,800 円)</td></tr><tr><td>2 級</td><td>障害厚生年金×1.00 + 配偶者加給年金額 (234,800 円)</td></tr><tr><td>3 級</td><td>障害厚生年金×1.00 (最低保障額 612,000 円)</td></tr></table> 2) 障害手当金 <table><tr><td>障害手当金</td><td>障害厚生年金×2.0 (2024 年度の最低保障額 1,224,000 円)</td></tr></table>	1 級	障害厚生年金×1.25 + 配偶者加給年金額 (234,800 円)	2 級	障害厚生年金×1.00 + 配偶者加給年金額 (234,800 円)	3 級	障害厚生年金×1.00 (最低保障額 612,000 円)	障害手当金	障害厚生年金×2.0 (2024 年度の最低保障額 1,224,000 円)																				
1 級	障害厚生年金×1.25 + 配偶者加給年金額 (234,800 円)																												
2 級	障害厚生年金×1.00 + 配偶者加給年金額 (234,800 円)																												
3 級	障害厚生年金×1.00 (最低保障額 612,000 円)																												
障害手当金	障害厚生年金×2.0 (2024 年度の最低保障額 1,224,000 円)																												
p. 243 年金額改定	(3) 遺族基礎年金の額 図表 2-73 子のある配偶者が受け取る遺族基礎年金の額 (2024 (令和 6) 年度価額) <table><tr><td></td><td>基本額</td><td>加算額</td><td>合計</td></tr><tr><td>子が 1 人いる配偶者</td><td rowspan="3">816,000 円</td><td>234,800 円</td><td>1,050,800 円</td></tr><tr><td>子が 2 人いる配偶者</td><td>234,800 円×2</td><td>1,285,600 円</td></tr><tr><td>子が 3 人いる配偶者</td><td>234,800 円×2+78,300 円</td><td>1,363,900 円</td></tr></table> (注) 子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 78,300 円が加算される。 図表 2-74 子が受け取る遺族基礎年金の額 (2024 (令和 6) 年度価額) <table><tr><td></td><td>基本額</td><td>加算額</td><td>合計</td></tr><tr><td>子が 1 人のとき</td><td rowspan="3">816,000 円</td><td>なし</td><td>816,000 円</td></tr><tr><td>子が 2 人のとき</td><td>234,800 円</td><td>1,050,800 円</td></tr><tr><td>子が 3 人のとき</td><td>234,800 円+78,300 円</td><td>1,129,100 円</td></tr></table> (注) 子が 3 人以上の場合、3 人目から 1 人につき 78,300 円が加算される。		基本額	加算額	合計	子が 1 人いる配偶者	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円	子が 2 人いる配偶者	234,800 円×2	1,285,600 円	子が 3 人いる配偶者	234,800 円×2+78,300 円	1,363,900 円		基本額	加算額	合計	子が 1 人のとき	816,000 円	なし	816,000 円	子が 2 人のとき	234,800 円	1,050,800 円	子が 3 人のとき	234,800 円+78,300 円	1,129,100 円
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人いる配偶者	816,000 円	234,800 円	1,050,800 円																										
子が 2 人いる配偶者		234,800 円×2	1,285,600 円																										
子が 3 人いる配偶者		234,800 円×2+78,300 円	1,363,900 円																										
	基本額	加算額	合計																										
子が 1 人のとき	816,000 円	なし	816,000 円																										
子が 2 人のとき		234,800 円	1,050,800 円																										
子が 3 人のとき		234,800 円+78,300 円	1,129,100 円																										
p. 249 年金額改定	(5) 中高齢寡婦加算 (3 行目) ... 中高齢寡婦加算の額は 612,000 円 (2024 (令和 6) 年度価額) で、...																												
p. 253 ②のみ改正 記述改定	図表 2-79 <table><tr><td>②年金見込額</td><td>50 歳未満向け：加入実績に応じた見込額</td></tr><tr><td></td><td>50 歳以上向け（見込額には厚生年金基金の代行部分を含む）</td></tr><tr><td></td><td>・ 60 歳未満には、現在の報酬で 60 歳まで継続加入したと仮定した場合における 65 歳からの年金見込額</td></tr><tr><td></td><td>・ 60 歳以上 65 歳未満には、ねんきん定期便作成時点の加入実績に応じた 65 歳からの年金見込額</td></tr></table>	②年金見込額	50 歳未満向け：加入実績に応じた見込額		50 歳以上向け（見込額には厚生年金基金の代行部分を含む）		・ 60 歳未満には、現在の報酬で 60 歳まで継続加入したと仮定した場合における 65 歳からの年金見込額		・ 60 歳以上 65 歳未満には、ねんきん定期便作成時点の加入実績に応じた 65 歳からの年金見込額																				
②年金見込額	50 歳未満向け：加入実績に応じた見込額																												
	50 歳以上向け（見込額には厚生年金基金の代行部分を含む）																												
	・ 60 歳未満には、現在の報酬で 60 歳まで継続加入したと仮定した場合における 65 歳からの年金見込額																												
	・ 60 歳以上 65 歳未満には、ねんきん定期便作成時点の加入実績に応じた 65 歳からの年金見込額																												
p. 261 法改正 加筆	① 拠出限度額 (図表 2-86 の下) <2024 年 12 月以降の拠出限度額> ・ 月額 55,000 円から DB 等他制度の掛金相当額を控除した額となる																												
p. 263 8～9 行目 記述変更	② 企業型 DC 加入者の個人型 DC との重複加入の要件 (注) 2024 年 12 月以降、企業型 DC 等加入者の拠出限度額は、月額 5.5 万円から企業型 DC ・ DB 等の事業主掛金を控除した残余の額の範囲内で月額 2 万円上限に一本化される。																												
p. 275 語句訂正 5 行目	5) 税制上の優遇点 ... …。なお、遺族一時金については非課税である。																												
p. 278 計算式下に 加筆	1) 公的年金等の雑所得の計算 ... なお、受給を繰り下げる予定で待機していた場合に、繰下げを取りやめ、過年分の公的年金を遡って一括して受給した場合、その受給した年金は、それぞれの本来の支給期日が属する年分の収入金額となる。したがって、受給額によっては修正申告が必要となる。																												

次ページに続く

■ 経過措置一覧表 2024(令和6)年度

	老齢基礎年金			老齢厚生年金										遺族年金
	A	B	C	D		E		F	G	H	I	J	K	L
生 年 月 日	受給資格期間	加入可能年数	振替加算額（年額）	男子の定額部分	男子の報酬比例部分	女子の定額部分	女子の報酬比例部分	船員・坑内員	定額部分の乗率	定額部分被保険者期間上限	報酬比例部分の旧乗率	報酬比例部分の新乗率	配偶者加給年金額	経過的寡婦加算額（年額）
	年	年		開始年齢	開始年齢	開始年齢	開始年齢	開始年齢		(月)	/1000	/1000		
1926年4月1日以前	旧制度の老齢年金または通算老齢年金が支給されます													
1926年4月2日～1927年4月1日	10	25	234,100	60歳	60歳	55歳	55歳	55歳	1.875	420	9.500	7.308	234,800	610,300
1927年4月2日～1928年4月1日	〃	26	227,779	〃	〃	〃	〃	〃	1.817	〃	9.367	7.205	〃	579,004
1928年4月2日～1929年4月1日	〃	27	221,693	〃	〃	〃	〃	〃	1.761	〃	9.234	7.103	〃	550,026
1929年4月2日～1930年4月1日	〃	28	215,372	〃	〃	〃	〃	〃	1.707	432	9.101	7.001	〃	523,118
1930年4月2日～1931年4月1日	〃	29	209,051	〃	〃	〃	〃	〃	1.654	〃	8.968	6.898	〃	498,066
1931年4月2日～1932年4月1日	〃	30	202,965	〃	〃	〃	〃	〃	1.603	〃	8.845	6.804	〃	474,683
1932年4月2日～1933年4月1日	〃	31	196,644	〃	〃	56歳	56歳	〃	1.553	〃	8.712	6.702	〃	452,810
1933年4月2日～1934年4月1日	〃	32	190,323	〃	〃	〃	〃	〃	1.505	〃	8.588	6.606	〃	432,303
1934年4月2日～1935年4月1日	〃	33	184,237	〃	〃	57歳	57歳	〃	1.458	444	8.465	6.512	269,500	413,039
1935年4月2日～1936年4月1日	〃	34	177,916	〃	〃	〃	〃	〃	1.413	〃	8.351	6.424	〃	394,909
1936年4月2日～1937年4月1日	〃	35	171,595	〃	〃	58歳	58歳	〃	1.369	〃	8.227	6.328	〃	377,814
1937年4月2日～1938年4月1日	〃	36	165,509	〃	〃	〃	〃	〃	1.327	〃	8.113	6.241	〃	361,669
1938年4月2日～1939年4月1日	〃	37	159,188	〃	〃	59歳	59歳	〃	1.286	〃	7.990	6.146	〃	346,397
1939年4月2日～1940年4月1日	〃	38	152,867	〃	〃	〃	〃	〃	1.246	〃	7.876	6.058	〃	331,929
1940年4月2日～1941年4月1日	〃	39	146,781	〃	〃	60歳	60歳	〃	1.208	〃	7.771	5.978	304,100	318,203
1941年4月2日～1942年4月1日	〃	40	140,460	61歳	〃	〃	〃	〃	1.170	〃	7.657	5.890	338,800	305,162
1942年4月2日～1943年4月1日	〃	〃	134,139	〃	〃	〃	〃	〃	1.134	〃	7.543	5.802	373,400	284,820
1943年4月2日～1944年4月1日	〃	〃	128,053	62歳	〃	〃	〃	〃	1.099	〃	7.439	5.722	408,100	264,477
1944年4月2日～1945年4月1日	〃	〃	121,732	〃	〃	〃	〃	〃	1.065	456	7.334	5.642	〃	244,135
1945年4月2日～1946年4月1日	〃	〃	115,411	63歳	〃	〃	〃	〃	1.032	468	7.230	5.562	〃	223,792
1946年4月2日～1947年4月1日	〃	〃	109,325	〃	〃	61歳	〃	56歳	1.000	480	7.125	5.481	〃	203,450
1947年4月2日～1948年4月1日	〃	〃	103,004	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	183,107
1948年4月2日～1949年4月1日	〃	〃	96,683	〃	〃	62歳	〃	57歳	〃	〃	〃	〃	〃	162,765
1949年4月2日～1950年4月1日	〃	〃	90,597	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	142,422
1950年4月2日～1951年4月1日	〃	〃	84,276	—	〃	63歳	〃	58歳	〃	〃	〃	〃	〃	122,080
1951年4月2日～1952年4月1日	〃	〃	77,955	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	101,737
1952年4月2日～1953年4月1日	〃	〃	71,869	—	〃	64歳	〃	59歳	〃	〃	〃	〃	〃	81,395
1953年4月2日～1954年4月1日	〃	〃	65,548	—	61歳	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	61,052
1954年4月2日～1955年4月1日	〃	〃	59,227	—	〃	—	〃	60歳	〃	〃	〃	〃	〃	40,710
1955年4月2日～1956年4月1日	〃	〃	53,141	—	62歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20,367
1956年4月2日～1957年4月1日	〃	〃	46,960	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1957年4月2日～1958年4月1日	〃	〃	40,620	—	63歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1958年4月2日～1959年4月1日	〃	〃	34,516	—	〃	—	61歳	61歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1959年4月2日～1960年4月1日	〃	〃	28,176	—	64歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1960年4月2日～1961年4月1日	〃	〃	21,836	—	〃	—	62歳	62歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1961年4月2日～1962年4月1日	〃	〃	15,732	—	65歳	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1962年4月2日～1963年4月1日	〃	〃	15,732	—	〃	—	63歳	63歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1963年4月2日～1964年4月1日	〃	〃	15,732	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1964年4月2日～1965年4月1日	〃	〃	15,732	—	〃	—	64歳	64歳	〃	〃	〃	〃	〃	—
1965年4月2日～1966年4月1日	〃	〃	15,732	—	〃	—	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	—
1966年4月2日以降	〃	〃	—	—	〃	—	65歳	65歳	〃	〃	〃	〃	〃	—

(注)1. C欄は配偶者の生年月日でみてください。
(注)2. L欄は妻の生年月日でみてください。
(注)3. F欄は船員・坑内員としての実期間が15年以上あり、老齢基礎年金の受給資格を満たしている場合。
(注)4. 報酬比例部分の乗率 I欄は平成15年3月までの加入期間分、J欄は平成15年4月以降の加入期間分

第1分冊 リスク管理

該当ページ	改定内容等
p. 298 ⑩を加筆	⑩ 死亡保険契約において、離婚など契約の基礎とした事情が著しく変化した場合、被保険者は契約者に当該契約の解除を請求できる旨を規定。
p. 321 記述変更	(2) 主契約と特約 通常、生命保険は「主契約」と「特約」の組合せから成り立っているのが一般的であるが、特約を利用せず、複数の主契約を組み合わせる方法もある。
p. 330 文末に加筆	(8) 外貨建保険 ... なお、MVA（市場価格調整）機能を有するものは、市場金利による価格変動により解約返戻金額が増減する。具体的には、解約時の市場金利が契約時より上昇した場合は解約返戻金が減少し、逆に市場金利が低下した時は解約返戻金が増加する。
p. 370 6)を加筆	6) 分譲マンションの火災保険の補償範囲 専有部分に対する火災保険は区分所有者が契約し、共用部分に対する火災保険は、管理組合が一括して契約するのが一般的である。専有面積の算出に際し、上塗基準（内法面積）とするマンションが一般的である。
p. 374 5 行目以下に加筆	5) 保険金の支払い方 ... なお、1 回の地震による損害保険会社の支払保険金総額が 12 兆円を超える場合は、次の計算式より計算した金額に削減される（2024 年 4 月現在）。 支払保険金＝損害の程度ごとの算出保険金×12 兆円／算出保険金の総額
p. 382 7)を加筆	7) 建設工事保険 建物の工事中に、工事現場において、自然災害や自動車の衝突、火災、爆発、地盤沈下、施工ミスなど不測かつ突発的な事故によって工事の対象物や資材について生じた損害を補償する。
p. 407 語句追加	(7) 個人年金と税金 図表 3-106・基本的な課税関係 年金受給権の評価額に <u>贈与税</u> → 年金受給権の評価額に <u>相続税・贈与税</u>

次ページに続く

第2分冊 金融資産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 5 図表の下に 加筆	図表 4-3・景気動向指数に採用されている指標 … 景気動向指数の採用系列は、概ね景気の1つの山もしくは谷が経過することに見直しが行われている。
p. 7 図表 4-4 の下に (1)を加筆	5. 4つの景気循環 …… (1) インフレーションとは 財やサービスの価格（物価）が全般的に持続して上昇する経済状態をインフレーション（インフレ）という。物価の上昇をお金の面からみれば、お金の価値が下がることを意味する。インフレは、その発生原因により次の2つに分けられる。 ・ コストプッシュインフレとは、供給サイドの要因によるインフレで、原材料や資源価格の上昇、賃金の上昇など生産コストの上昇などによるインフレをいう。 ・ デMANDプルインフレとは、需要サイドの要因によるインフレで、好景気により需要が拡大し供給が追いつかないなどして物価が上昇するインフレをいう。
p. 60 13. を加筆	13. デュレーション デュレーションとは、債券運用などに用いられる指標で、2つの意味がある。1つは債券に投資した資金の平均回収期間を意味し、もう1つは債券投資における金利変動リスクの度合い（金利変動に対する債券価格の感応度）を意味する。 他の条件が同じであれば、債券の利回りが低いほど、残存期間が長いほど、デュレーションは長くなる。なお、割引債のデュレーションは残存期間と等しくなり、利付債のデュレーションは残存期間より短くなる。
p. 63 7行目文末に 加筆	(1) 東京証券取引所における株式市場区分の変更（2022年4月） …… <u>場の区分は図表 4-27 のとおりである。また、各市場の上場基準を満たせば、市場区分の変更は可能である。</u>
p. 92 3)の後に 4)を加筆	4) アクティブ運用型ETF 2023年9月、日本初のアクティブ運用型ETF 6本が、東京証券取引所に上場された。日本のETF市場は2001年7月に創設されたが、従来は株価指数や債券指数、商品価格、商品指数など、所定の指数・指標に値動きが連動するインデックス型（指標連動型ETF）しか認められていなかった。これに対し、アクティブ運用型では、連動を目指す指数・指標が存在しない。このため、管理会社が運用目標や運用方針を自由に設定できる。
p. 106 最下行に 加筆	4. 金利スワップ …… <u>通貨スワップは、……取引で、元本の受渡しが行われる。また、元本の交換を行わず、異なる通貨の金利のみ交換するクーポンスワップもある。</u>
p. 112 1)の後に 2)を加筆	2) リスク・パリティ運用（戦略） ポートフォリオに占める各資産のリスクの度合いが均等になるように分散して保有することで、リスクを削減させる運用手法をいう。特定の資産のボラティリティが上昇した場合は、その資産の一部を売却するなどして組入比率を引き下げる。

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 120 7)の後に 8)を加筆	8) 投資家のタイプ ポートフォリオ理論では、リスクに対する考え方に応じて、投資家を「リスク回避者」「リスク中立者」「リスク愛好者」の3つに分類している。また、期待リターンが同じであれば、投資家はリスクのより低い投資を選好する「リスク回避者」であることが前提となっている。
p. 128 1～3行 記述改定	(3) 非課税口座（NISA口座） 一定条件の下で、非課税口座内に受け入れた上場株式等について、その譲渡による所得および配当所得を非課税とする口座で、 <u>NISA口座ともいう。</u> 口座内で生じた損失はなかったものとされる。 ……
p. 134～138 (1)～(5)を 削除	5. 非課税口座制度 （一般NISA、ジュニアNISA、つみたてNISA） (1) 一般NISA（少額投資非課税制度） (2) ジュニアNISA (3) つみたてNISA (4) 配当金の受取方式の指定 (5) 一般NISAとつみたてNISAの対象商品
p. 139 7)の後に 8)を加筆	8) 配当金等の受取方式の指定 NISA口座で買い付けた上場株式やREIT、ETFの配当金や分配金を非課税で受け取るためには、その受取方法について株式数比例配分方式で申し込むことが必要となる。他の受取方式を選択した場合は、NISA口座で買い付けても非課税とはならない。
p. 152 (6)の後に (7)を加筆	(7) 金融サービス提供法を改正、新たに「金融経済教育推進機構」を設置 2023年11月20日に、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、11月29日に公布された（施行日は公布の日から1年以内）。この中に、金融サービス提供法の一部改正が含まれており、法律名が「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に変更されることとなった。大きなポイントは、「国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を政府は定めなければならないとするとともに、金融経済教育を行う「金融経済教育推進機構」を設置することを法律で定めた点にある。

次ページに続く

第2分冊 タックスプランニング

該当ページ	改定内容等
p. 160	図表 5-1・課税主体・税区分・分類の一覧表 国税－目的税： 国際観光旅客税 → <u>電源開発促進税</u>
p. 177 算式訂正	1) 課税総所得金額と所得税額の計算方法 図表 5-14 ⑨ 課税山林所得 × 1/5 × 超過累進税率 × 5% → × 1/5 × 超過累進税率 × <u>5</u>
p. 194 2)を加筆	(2) 給与所得の計算 2) 所得金額調整控除（年金等） その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が 10 万円を超える者の総所得金額を計算するとき、給与所得から次の所得金額調整控除額を控除する。 所得金額 調整控除額 = 給与所得控除後 の給与等の金額 (上限 10 万円) + 公的年金等に係 る雑所得の金額 (上限 10 万円) - 10 万円
p. 203 1～5 行目 記述改定 1) 2) 3) を削除 記述改定	(9) 非課税口座 一定条件の下で、非課税口座内に受け入れた上場株式等について、その譲渡による所得および配当所得に係る所得税・住民税を非課税とする口座である。 国民の資産形成を支援するため、2024 年以後は次の点において従来の N I S A 制度の使い勝手を良くした制度となっている。 ① 新 N I S A の口座開設期間および非課税保有期間とも無期限となり、恒久化された。 ② 年間の非課税投資枠は、つみたて投資枠が 120 万円、成長投資枠は 240 万円と拡充され、同一年での併用が可能である。 ③ 一生涯にわたる非課税投資枠は 1,800 万円（うち、成長投資枠は 1,200 万円）である。 ④ 一生涯の非課税投資枠は取得対価の額の合計額で管理され、売却しても投資枠の再利用が可能である。 なお、2023 年までに つみたて N I S A や一般 N I S A において投資した商品は、2024 年以後も新制度とは別枠で、つみたて N I S A は最長 20 年、一般 N I S A は最長 5 年、ジュニア N I S A は最長 5 年（または 18 歳まで）の非課税措置が継続される。ただし、新 N I S A へのロールオーバーはできない。
p. 227 下線部加筆	(2) 所得控除の順序 … なお、雑損失に限り 3 年間 (<u>特定非常災害によって生じた損失は 5 年間</u>) の繰越控除（雑損失の繰越控除）が可能……
p. 244 期限延長	(1) 適用要件 1) 住宅の要件 ① ※合計所得金額 1,000 万円以下の年に限り、 <u>2024 年末までに建築確認を…</u>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 246 1)を加筆	(2) 控除率と控除期間 …… ※買取再販住宅とは…… 1) 子育て特例対象個人に対する控除対象年末残高の特例 子育て特例対象個人（夫婦のいずれかが40歳未満、または、19歳未満の扶養親族を有する者）が認定住宅等の新築等をして、2024年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の借入限度額は2022年・2023年の限度額を維持する。
p. 247 4行目以下 法改正 記述改定	3. 特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 …… 個人が所有する居住用家屋について、特定改修工事等を行い、工事の日から6ヵ月以内、かつ、<u>2025年12月までに居住開始した場合に控除対象となる。合計所得金額2,000万円以下の場合に適用できる。</u>
p. 248 ③を加筆 法改正	(2) 税額控除額の計算 …… 図表5-73・住宅特定改修工事別の控除限度額 …… ③ 子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、2024年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額（250万円を限度）の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できる。ただし、合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用できない。
p. 249 2行目 期限延長 5行目文末に 加筆	4. 認定住宅等の新築等に係る所得税の特別控除制度 …… の日から6ヵ月以内、かつ、<u>2025年12月31日までに…</u> <u>…翌年分の所得税額から控除される。ただし、合計所得金額が2,000万円以下の年に限られる。</u>
期限延長 p. 278 p. 279 p. 281	(3) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除 1) の ① <u>2025年12月31日までの…</u> (4) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越得控除 1) の ① <u>2025年12月31日までの…</u> (7) 特定の居住用財産の買換え特例 1) の ① <u>2025年12月31日までの…</u>
p. 299 3)の文末に 加筆	(2) 法人税の概要 … 3) 納税地 納税地は、申告、……となっている。<u>なお、法人税の納税地を異動する場合は、異動前の所轄税務署長に異動届出書を提出する必要がある。</u>
p. 311 法改正 金額引き上げ	図表5-118・交際費から除外される費用 ② 飲食費：飲食（もっぱら役員・従業員間のために支出される飲食費を除く）その他これに類する行為のために要する費用で、参加者1人当たり<u>10,000円以下の費用</u> (2) 交際費の損金不算入額 図表5-119・交際費の損金不算入額 欄外 ※1人当たり<u>10,000円以下の飲食費除く</u>

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 367 記述改定	(2) 適格請求書発行事業者の登録申請等 免税事業者が登録を受けたり、適格請求書発行事業者が登録を取り消したりする場合の登録に関する申請書の提出期限は、その適用を受けたい課税期間の初日から起算して15日前の日までとなる。また、2029年9月30日の属する課税期間内は免税事業者が課税期間の中途から登録を受ける場合、申請書を提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載すると、登録希望日に登録を受けたものとみなされる。なお、2029年9月30日までの日の属する課税期間においては、「消費税課税事業者選択届」を提出しなくてもインボイス登録をして課税事業者となることができる。
p. 369 4～5行目 記述改定	(3) 消費税の還付 …… 簡易課税制度や2割特例の適用を受ける場合には、<u>みなし仕入率や8割の仕入率</u>で納付税額を計算するため、仕入税額控除不足額による消費税の還付はない。……

第3分冊 不動産運用設計

該当ページ	改定内容等
p. 14 施行日確定	5) 相続登記および住所等の変更登記の申請義務化 ② 住所等の変更登記の申請義務化 (2026年4月1日施行)
p. 36 記述変更	1) クーリング・オフができない契約場所 ① 宅建業者(売主)の事業所・事務所等
p. 77 ③の文末に 加筆	(2) 斜線規制(道路・隣地・北側斜線規制) ③ 北側斜線規制は… 高さに制限したものである。なお、商業地域内や工業地域内の建築物には北側斜線制限(北側高さ制限)は適用されない。
p. 87 語句挿入 語句挿入	2. 共用部分 占有部分以外の建物部分、専有部分に属しない建物附属物(土地と一体として管理・使用する庭、通路等を含む)、附属建物が共用部分である。ただし、..... 図表 6-54 規約共用部分に「管理事務所・集会所、バルコニーなどの…」
p. 88 6行目 語句挿入	6. 集会の決議 建物全体の面積割合……。なお、書面(電磁的方法を含む)による議決権の行使も認められる。ただし、専有部分が共有に属するときは、...
p. 97 期限延長	(5) 不動産の売買契約書および請負に関する契約書の軽減税率の特例 図表 6-61・印紙税早見表(抜粋) 2027年3月31日まで
p. 99 特例の 期限延長	図表 6-63・登録免許税の税率 ① 移転登記 売買 2024年3月末 → 2027年3月末 ② 所有権保存登記 2024年3月末 → 2027年3月末 ⑥ 抵当権設定登記 2024年3月末 → 2027年3月末
p. 100 法改正 ②の記述改定 期限延長	(4) 土地の相続登記に対する免税措置(2025年3月31日までの時限措置) ② 相続(遺贈を含む)により取得した土地について、所有権の移転登記、または表題部所有者の相続人が保存登記を受ける場合において、不動産の価格(固定資産税評価額)が100万円以下のものについては登録免許税が免税となる。 3. 不動産取得税 図表 6-64・不動産取得税の基本的事項 税率: 標準税率住宅および土地 3.0/1000 (2027年3月31日まで) 欄外 (注2) 宅地……取得が、2027年3月31日までに行われたときの…
p. 102 期限延長	(5) 住宅取得時の課税標準の特例 図表 6-65・課税標準の特例の適用要件と控除額 欄外 (注2) 認定長期優良住宅……。2026年3月31日まで適用
p. 103 期限延長	(6) 住宅用地の軽減 2027年3月までに取得した宅地に関しては課税標準を2分の1にする特例がある。さらに…

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 106 期限延長	I. 固定資産税・都市計画税 図表 6-68・固定資産税と都市計画税の基本事項 最下段：特定の増改築等 <u>2026年3月末までの一定の住宅改修等を対象に、所定の…</u>
p. 109 期限延長	(6) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置 <u>2026年3月31日までに新築された…</u>
p. 110 期限延長	(8) その他の特例 <u>2026年3月31日までに、対象住宅について一定の……</u>
p. 116 2行目文末に 加筆 ①の4行目に 加筆	Ⅲ. 居住用不動産に係る所得税の税額控除 所得税においては、…設けている。主な控除制度には次のようなものがある。 <u>いずれも、控除を受ける年分の合計所得金額が2,000万円以下の要件がある。</u> ① 住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除） … <u>なお、2024年1月以後に居住開始する新築住宅等については、省エネ基準に適合していることが控除要件となる。</u>
p. 122 期限延長	(1) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除 1) 譲渡資産の要件 ① <u>2024年1月～2025年12月の間の譲渡損失であること。</u>
p. 124 期限延長	(2) 特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除 1) 譲渡資産の要件 ① <u>2024年1月～2025年12月の間の譲渡損失であること。</u>
p. 126 期限延長	(5) 特定の居住用財産の買換え特例 1) 譲渡資産・買換取得資産の要件 ① <u>2025年12月31日までの譲渡であること。</u>
p. 128 2行目文末に 加筆	(6) 空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除 …… 3) 特例の重複適用 <u>相続財産に係る譲渡所得……重複適用は可能である。ただし、同一年に居住用財産の3,000万円の特別控除と重複適用する場合の控除額は、両方を合わせて3,000万円となる。</u>
p. 143 期限延長	(1) 直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 1) 適用要件等 ① <u>受贈日が2024年1月～2025年12月31日の間であること。</u>
p. 143 4行目文末に 加筆	(2) 住宅取得資金等に係る相続時精算課税選択の特例 <u>相続時精算課税を選択できるのは……できるとする特例。2024年1月～2026年12月31日の間に受けた贈与について選択できる。</u>

次ページに続く

第3分冊 相続・事業承継設計

該当ページ	改定内容等
p. 197 法改正 語句変更	(4) 相続人がいない場合の特別縁故者への分与 相続人がいない場合は、相続財産は相続財産法人となる。選任された <u>相続財産清算人</u> が、相続財産の清算手続きを行う。… (以下、省略)
p. 223 3 行目後半から 記述変更	(2) 遺留分権利者と遺留分の割合 … 2) 遺留分算定の基礎となる財産 遺留分算定の……… 産に含まれる生前贈与は、相続人に対するものは <u>相続開始前 10 年以内の特別受益</u> 、 <u>相続人以外の者に対するものは 1 年以内の贈与である。ただし、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知って贈与した場合は、これらの期間より前になされたものについても遺留分算定の基礎財産に含まれる。</u>
p. 224 語句訂正	図表 7-19・遺留分算定の基礎財産 相続人に対する生前贈与の額 (原則 10 年以内) → 相続人に対する <u>特別受益の額</u> (原則 10 年以内)
p. 241 期限延長	5. 直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 (1) 適用要件等 1) 贈与者・受贈者の要件 …… ③ 受贈日が 2022 年 1 月 1 日～ <u>2026 年 12 月 31 日の間であること。</u>
p. 242 法改正 語句挿入	(3) 本特例の特徴 ① 本特例の非課税限度額は、暦年課税の基礎控除額 110 万円、または相続時精算課税(後述)の <u>基礎控除額 110 万円</u> や特別控除額 2,500 万円と併用することができる。
p. 247 5) の 1～3 行 記述改定 6) を加筆	(2) 相続時精算課税の適用要件 …… 5) 贈与時の申告要件 本制度を選択適用した年以後、特定贈与者から <u>基礎控除額を超える贈与を受けた場合は、その累計額が特別控除額の 2,500 万円以下で納付すべき贈与税が生じないときも申告が必要となる。</u> (以下、省略) 6) 相続時精算課税の基礎控除 110 万円 (2024 年 1 月以後の取扱い) 2024 年 1 月以後に受ける特定贈与者からの贈与については、毎年 110 万円の基礎控除が適用される。年中の受贈額が基礎控除以下である場合、申告は不要である。なお、特定贈与者が複数である場合は、基礎控除額 110 万円を贈与財産の課税価格の割合で按分して適用する。
p. 250 法改正 語句挿入	(4) 相続時精算課税贈与財産の組込と税額の精算 相続時精算課税を選択して贈与を受けた者は、特定贈与者からの相続や遺贈による相続財産の取得の有無にかかわらず相続税の納税義務者となり、特定贈与者からの贈与財産は、 <u>過去の基礎控除部分を除き、贈与時の時価 (相続税評価額)</u> (注) で相続税の課税価格に合算され、相続税が計算される。 (以下、省略)

次ページに続く

該当ページ	改定内容等
p. 250 4行目 期限延長	2. 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税選択の特例 … …特例で、 <u>2026年12月までに受けた贈与が対象となる。</u>
p. 254 法改正 記述改定 加筆	(1) 申告書の提出・納税義務者 ① <u>その年中に贈与により取得した財産について、暦年課税や相続時精算課税のそれぞれの基礎控除額110万円を超えている受贈者が申告納税を行う。</u> (2) 申告書の提出・納付期限等 ② 申告書の提出期間は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までである。 ・ <u>国税電子申告・納税システム（e-Tax）による申告も可能である。</u>
p. 268 記述改定	図表 7-50・相続税計算の全体像 第1ステップ ⑦ 相続開始前3年以内の贈与財産 → ⑦ <u>加算対象贈与財産（暦年課税）</u>
p. 291 記述改定	(2) 物納適格財産（物納できる財産） 1) 物納にあてることができる財産 …… ② <u>暦年課税により、被相続人から取得した財産のうち加算対象期間内の加算対象贈与財産として加算の対象となった財産。</u>
p. 327 (3)を加筆	5. 公社債等の評価 図表 7-94 利付公社債 <u>(3) 個人向け国債 中途換金時の価額</u>
p. 359 期限延長	3. 個人版事業承継税制（相続税・贈与税の納税猶予）の活用 図表 7-113 承継計画：2019年4月1日から <u>2026年3月31日までに都道府県に対し提出する</u>
p. 369 期限延長	(2) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度 1) 適用要件 図表 7-119 特例承継計画：2019年4月1日から <u>2026年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける。</u>
p. 371 期限延長	(3) 非上場会社の株式等に係る相続税の納税猶予制度等（特例措置） 1) 適用要件 図表 7-120 特例承継計画：「特例承継計画書」を策定し、 <u>2026年3月31日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける。</u>

以上